

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和7年第1回 相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会		
事務局 (担当課)		こども・若者未来局 こども・若者政策課 電話042-769-8315 (直通)		
開催日時		令和7年6月9日(金)午後6時30分から午後8時30分まで		
開催場所		ウェルネスさがみはら7階 視聴覚室		
出席者	委員	9人(別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	12人(こども・若者政策課長ほか11人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 一部不可
傍聴者数		0人		
公開不可・一部不可の場合は、その理由		公開		
会議次第		1 開 会 2 議 題 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の認可について 3 その他(情報提供) (1) 令和6年度相模原市における児童虐待等の相談状況について (2) 令和7年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について 4 閉 会		

審 議 経 過

1 開会

- (1) こども・若者未来局長の挨拶の後、次第に沿って進行された。
- (2) 委員改選後、初回の審議会であるため、会長及び副会長の互選を行い、会長を中安委員に、副会長を竹下委員とすることに決定した。

2 議題

こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の認可について
事務局から資料の説明があった後、意見や質疑応答があった。

(神尾委員)：児童虐待が増えている中で、早いうちから関われる機関をとということだが、預かった際に、ちょっと支援が必要なのではないかと思ったときに、相談できるところは決まっているか。

(事務局)：未就園児が利用するという形になるため、これまで把握することが困難であった、例えば支援を必要とする家庭などを適切な支援につなげていくきっかけのような仕組みのようなものを検討しているところ。関係各課と連携しながら進めたい。

(事務局)：補足だが、子育て支援センターが様々な相談を総合的にお伺いする機能があるため活用したい。

(神尾委員)：個人情報上の壁があるため、支援が必要なご家庭というところの情報が施設になかなか入ってこないケースがある。情報共有ができる仕組みを検討いただきたい。

(永保委員)：認可そのものについての意見はない。一方で、認可するのはこの審議会の役割である。相模原市としては、今はこの事業の利用率が2.7%だが、量的にはどこまで拡大すべきだとお考えなのか。

そして、拡大する要素というか、どういう方々を、この事業に位置付けていきたいと考えているのか、相模原市の意見をお聞きしたい。

(事務局)：拡大については、利用を希望する方が利用できるようにするところまで。地域間のバランスもあり、その環境整備が必要である。保育所等を利用していない人が対象なので、地域の子育て支援という面が強い。いろいろなニーズがあってご利用いただくものであると考えている。市として一番は子育てに不安を抱えている世帯に利用してもらえるものにしていきたい。

(中安委員)：ということは、利用者数をどこまで延ばすかというところの具体的な数値はないということか。

(事務局)：まだ明確にはない。

(中安委員)：何をもって成果とするかという話があったが、例えば地域の子育て支援

で、負担感が減ったということであれば、最終的には、保護者の方がこの制度を使ってよかった、子育ての負担が減ったというところが一つの大きな指標となるので、アンケートをとるなりすると、もっと時間を延ばして欲しい等の意見が出てくるかもしれない。今のところ、令和8年度以降のことはこれから国が指標や給付金のことを出すということだが、それがいつ頃になるかはわかるか。

(事務局)：夏頃かと聞いている。

(中安委員)：それを踏まえてまたやっていくということだと思うが、市民の皆さんにわかりやすく説明できればいいと思う。

(佐藤委員)：私自身は人数ということではなくて、全体的なことを言うと、1ヶ月前にOECDがスターティングストロング8というのを、発表したけど、世界的に格差が広がっていて、乳幼児の施設にアクセスする子供たちもたくさんはいないということであった。日本では10万人の保育所・幼稚園に通ってない子たちもいる、小学校では30万人の不登校児童がいるので、そういう受け皿になるものをちゃんと整備していく必要がある。

そういった意味ではどこまでやるかというのは議論があるとは思いますが、今の現状を鑑みると、やっていかなければいけないことなのかなと思う。

そこで二つ質問だが、3ページの部分、今後の取り組みによって関わってくるとは思うが、箱物として確保するだけではなくて、それを利用する人たちが、或いは提供する側がより良くしていくとなると、どういうことが問題なのかということが、ここで議論されるだけではなくてその当事者の声を聞かないといけないと思う。

ここにアンケート結果として、未就園児の保護者というアンケートがあるが、先ほどの話だと、令和6年から27施設が実施しているということなので、それを提供している方たちが、どのようなことを言っているのか、どのような不都合があるのか、どのような面で良いと思ってるのかというような、アンケート結果はあるか、伺う。

こども家庭庁のホームページを調べると、家庭庁が実施したアンケート調査の全体的なデータが出てくる。そこでは、一般型とか、余裕型の人たちが受け入れて大変であったこと、よかったことというのが、アンケートとして上がっている。一般的なデータはあるが、相模原市の事業者がやったときには、何が大変で、どうしたらもっといいのかというような、何かデータや、アンケート結果があるのかがここでは見えなかったので質問したいのが一つ。

もう一つは、利用する側の方たちの、ここでは未就園児であるが、利用した人たちがどのように思っているのか。特に、こども家庭庁が力を入れて、このアクセスのために、全市町村が活用しているわけではないが、手続が簡便にいくように、アプリみたいなものを今年度から作っている。手続方法や、そこにどのような情報が必要なのかということを利用者が思っているのかということについてのアンケート

ト結果があれば、お聞きしたい。

(事務局)：事業者にもアンケートをとった。利用時間については 22 園中 16 園が適切という答えであった。保育者から見た保護者の反応としては、同じ年齢に入ること、子どもの成長を感じられるようになった、親から離れる時に泣かなくなったというような声があった。今後の集団生活に向けてよい経験になったというものもあったとのこと。一方で、疑問や要望では、利用をためらう保護者がいるというものもあった。また定期利用によって振替休日の月曜日は保育者が少なく、利用できなかったというものもあった。事業者が感じた事業のメリットデメリットであるが、メリットとしては保護者に園の教育方針を理解してもらえた、地域貢献ができた、入園に結びつかないかもしれないが、園への理解を深めてもらえたというものがあつた。一方で、利用者数については通常在籍者との兼ね合いの中で、定員枠を確保するのが難しかったであるとか、既存の一時保育事業との差異がはっきりしない、キャンセルが多いとの意見もあつた。アンケートについては、今後もしっかり現場の意見、利用者の意見を聞いていきたい。満足度を聞いたところ、全体の 9 割くらいの利用者が大変満足あるいは満足ということだった。これを本当のサービスの質として捉えていいのかという議論はあるが、そういった数字だった。

(事務局)：約 80%の方がお子さんにとってもよい結果を感じている。また保護者自身の変化ということでは、預かってもらえることで気持ちのゆとりができた、こどもに優しくなれたとか、社会の繋がりができたとか、そういった良い結果を感じる声があつた。

(佐藤委員)：誰にとっての制度なのかっていうのは、ただ制度ありきではなくて、誰にとってこれが良い制度になっていくのかとなつたときに、ある種のデータというか、単なる数ではなくて、そういう具体的な声を聞いていかないと、より良い制度になっていかないとと思う。

(大貫委員)：資料 1 のアンケート調査について、外国籍の方の声は反映されているのか。今、日本でも外国籍の方が増えてきているため、その声がどの程度拾えているのかが気になる。外国籍の方はつながり方が中々わからないがどうしたらよいか、ということをよく聞くので、このアンケートで外国人の方に聞いているのかというのが気になった。

(事務局)：アンケートは「さがプリコ」で配信をしたが、回答者の中に外国籍の方はいなかった。

(大貫委員)：これからはそこにも広げていかないとまずいのかなと思う。

(竹下委員)：実施面での素朴な疑問だが、月 10 時間という規定について、10 時間を超えた場合の対応はどのようになっているか。1 つの園で 10 時間なのか、1 つの園で 10 時間に達した場合、他園に行ってもいいのか。

それから、入退管理を各園は今、カード等でやっていると思うが、そういった諸費用は園が持つのか。

(事務局)：この制度は、月10時間の利用というのが条件になる。超えた場合について、もう少し預けたいとなれば園との相談にはなるが、例えば既存の一時預かりのような形で受けていただいているような事例もあるが、もともと相模原市の制度が、定期利用の1園限定という形で、複数園が利用できるというものではないので、利用者の方でもご理解いただいている。

登降園に関しては、多くの園が登降園管理システムというようなものでやっ
ていただいているが、特に市から何かそれを設置するために財政支援というよう
なものはしていない。複数の施設間に入れているものを一緒に使って実施してい
る園もあると聞いている。

(竹下委員)：これから申請をしようとする園がこれを申請するのに、寄附行為の改正
をまずしなければいけないという話があって驚いたという話がある。今は相模原市
では、それはしなくてよいという結論だと聞いている。定員を寄附行為で定めると
か、その辺りについて教えてほしい。

(事務局)：寄附行為や社会福祉法人の定款についてだが、国の方からは、定員を定め
るということではなく、事業を実施するという文言を入れるという定款の変更が必
要だと最初言われていた。社会福祉法人の定款については、変更が必要だが、学校
法人の寄附行為については、所管庁に確認してくれと、いうことになっている。相
模原市にある園であれば、神奈川県教育委員会になるが、変更が必要なのか否かに
ついては今のところ正式な回答はない。

(笹野委員)：今回認可申請が出ている7園について意見はない。確認だが、今後の見
込み数、すでに今15園が実施中で、今回7園追加で22園になる。そこに公立園
がプラス6される。今後さらに手が挙がってくるという見込みがあるのかどうか。

要は、この会議の中では認可を決定するというのではなく、意見を求められる
ということだとは思いますが、こういった機会が今後どのぐらいあるのか。今回も、こ
れだけまとまって上がってくるとやっぱり、急遽でも開催しないといけなかった
のだと思うが、日程の調整がつかなくて認可が遅くなるというようなことがある
のであれば、あらかじめ、意見を聞く機会を例えば2か月先に1回予定しておく
というようなことでも良いのかと思った。

ちょっと一つ、これは申し上げたかったのが、プラスの効果があったというご意
見も寄せられているという話があったけども、神尾委員がおっしゃったとおり、プ
ラスの効果があるような子ばかりではなく、もしかしたら課題を抱えている子が
そこで見つかるかもしれないということがあるかと思う。もしかしたら家庭でも
問題があって、それをどうつなげるかということもさっきおっしゃったんだと思
う。

そういった困りごとの把握等から、その家庭での福祉課題の把握みたいなこと
が、もし受入れる施設の側にかかってくるのだとすると、そういうところの繋がり
方とか、行政機関での把握の仕方とか、対応をどうするというのも、なるべく、

あらかじめ施設とも話をしておく必要があると思う。

アンケートとか、声を聞くというのをこれからもやると思うが、相模原市として、声を聞くのであれば、必ずしもプラスメリットばかりではなくて、課題があるような世帯が出てきたときにどう対応するのかということも含めて、声を聞いて欲しい。それは、保護者からも聞いて欲しいし、施設側にも聞いて欲しいというのを、要望というか、お伝えしておきたい。

(事務局)：認可については、このあと10月、1月あたりで順次出てくると思う。またそのタイミングでご意見伺えればと思う。

(神尾委員)：こども家庭庁で、子ども誰でも通園制度の実施に関する手引きというのを出しているが、その中に、リトミック教室、英語教室等の習い事に関するような形態を誰でも通園制度に当てはめて実施するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではありませんと書いてある。事業としてそのようなことが懸念されているのか。

ここでわざわざ書くということは、子育てがサービス化しないように、子供を預かることは必要なことだと思うが、親子の時間を大切にすること、親子の時間を支援するというのも、本日の議題とは関係ないが、何か考えるときに、頭の片隅に置いていただきたい。また、この手引きの中に、0歳1歳を預かること等の経験があまりない園に関して、低年齢児の受け入れを初めて行う事業者向けの説明が書かれているが、普段低年齢児は扱っていない施設においても1歳児の受け入れを開始しているという数字がある。このような施設では初めてのことで不安を抱えていることと思うし、低年齢児の保育について何か心配なときに相談ができる場所があるのかどうかをお聞きしたい。また、手引きの令和8年度の本格実施に向けてのところに、子ども誰でも通園制度従事者に対する研修というのが書かれているが、この手引きの方も、市町村においてはそういったところの研修・学びの機会を設ける必要がありますというふうに、一応書かれている。やはり初めて預かるそんなに関係性のないお子さんや、どんな課題を背景に抱えているかわからないお子さんを預かることで、また少々違った専門性を要すると思う。まず、主として、誰でも通園制度を受けるにあたっての専門性っていうのは一体どういうふうにお考えなのかなっていうこととともに、研修等の学びの場の確保を、あわせてお願いしたい。

3 その他(情報提供)

(1) 令和6年度相模原市における児童虐待等の相談状況について
事務局から資料に沿って情報提供を行った。

(中安委員)：報告事項ではあるが、この件について、ご質問等あるか。

(品川委員)：相談内容についてだが、障害相談とは発達障害のことか。

(事務局) そのとおり。知的障害の方もいる。

(品川委員) 僕らの感覚だとどちらかというと相談は児相よりも、子育て支援センターに行くのかと思うがいかがか。

(事務局) : 発達のご相談であれば、子育て支援センターの療育相談となる。児相については療育手帳を持っているような方である。もちろん発達障害の方もいる。

(品川委員) : そうすると発達の方に関しては子育て支援センターに行くべきか、それとも児相に行くべきか。

(事務局) : 入口というか、発達の相談に来る方はむしろ養護相談ということになる。

(2) 令和7年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について 事務局から資料に沿って情報提供を行った

(中安委員) : この件について、ご意見あるか。

(笹野委員) : 資料1についての意見である。虐待については、増えていること自体には様々な理由があり、それ自体がどうこうということはないと思うが、基本的に虐待、性的虐待みたいなものは、犯罪なので、それが最悪の結果に結びつくことがないようにと心から願うところ。児相と警察との連携というのが、以前に比べると、大分スムーズになっていると思うが、最悪のところには結びつかないようなセーフティネットみたいな部分についてもしっかりとやっていただきたいし、これまで以上に取り組んでいただければ。

数字自体は必ずしも悪い方向に向かっているわけではない。ただ、それが最悪の結果に結びつかないようにということはしっかりやってもらいたい。

(中安委員) : 資料2の方についての質問等あるか。

(佐藤委員) : 3番の令和7年度の取り組みで、受け皿をいかに確保していくかとか、人材の活動ってというのはとてもいいことだとは思いますが、今、市町村というか東京や、他の大きな市町村もやっぱり子供たちが少なくなってきた。施設がつぶれていく時代をどのように相模原市は考えていくのか。

(事務局) : 少子化の中では施設の多機能化という流れもある。地域の子育て世帯の支援を行った中でしっかりと先生方のスキル・ノウハウを活用していく。その1つとして子ども誰でも通園制度を進めていくということがある。

(竹下委員) : 参考資料2の最後に、保育人材の確保とあるが、こども家庭庁から今、各民間の保育所に経営の見える化で、20代30代40代の、保育士の平均給与をホームページ上で明示しなさいということになっているが、市は公立の保育園のものをホームページで、それを明示するのか。

(事務局) : 明示するが、公立園と民間園では公表する項目が違う。例えば、民間園だと経営、収支というようなところがあるが、公立にはない。

ただ、大きなところでは同じような内容、例えば、職員の配置等については共通

しており、見える化できる仕組みにはなっている。

(竹下委員)：就職希望者に比較されると人材の確保が非常に難しくなる。

(中安委員)：本学のような養成校の学生が少なくなっている今、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、相模原市に、例えば本学の学生が小学校に入っていく機会を作ってもらったりとか、そういったところで保育士いいなあ、というようなことを感じてもらえるように、つないでいただくというようなことも一緒にできたらいいと思う。また、社会人の方の参画もあると思うが、私が児童養護のあたりの話を聞いている中には、自分の子育て感とかでお子さんを見てしまうということがある。要は、そこに専門性がない、経験論として甘やかしちゃいけないとか。そうなってくるとチームバランスが崩れて大変だというようなデメリットが出てくることもある。少し言い方はよくないが誰でもいいよというようになってくると、雇う側も危険になってくると思う。やはり若い子たちに対して、いかに保育の魅力を作るか、それはお金だけではないが、学生にはそういったところもあると思うので、その辺りもぜひお願いしたい。

(田川委員)：人材確保のところで、若い保育士さんは、町田や、東京都、派遣、また横浜など、どこがいいかな、でも面接するのは面倒だ、ということを行っているような現状があるため、先生方も嘆いている。そんな中で、単発の隙間時間を利用してのバイトで保育士を募集した園があるというような話を聞いて、保育士ってそれでいいのか、と感じた。やはり長年すごく頑張ってきた先生からすると、頑張らなくてもいいのかな、とってしまう人も出てきてしまうのではないかな。

また、保育科のある高校に通っている学生についてだが、たくさん生徒はいて、保育士を目指しているが、その子たちがなぜ保育士園の先生、幼稚園の先生にならないんだろうというのも、すごく今疑問に感じており、それを高校の先生にも需要があるのにもったいないですね、とお話しているところ。バランスが重要だな、と思っている。

(永保委員)：待機児童については毎年数字が出るが、事務局の説明の中で、初めて利用申し込みがここ数年の中で減少に転じたというところが、実は大きなインパクトがあることと思っている。待機児の数というのは、実は南区の一歳だけが溢れていて、逆に他の区他の学年はみんな定員割れしているのである。

今、田川委員がおっしゃっていたように、保育施設というのは、定員割れをした途端に、先生たちに支払う給与の原資がなくなっていく。保育はそういう仕組みである。この資料の数字に関して言えば、これはあくまで、施設数は、十分に確保されているけれども、需要に偏在があるだけということである。相模大野の駅の半径1キロ以内ぐらいのところだけ増えているが、このことについて、偏在対策というのはされているのか。具体的には、そこの地区に引っ越そうとする子育て世帯があったら、住民票の届出時点で、この地域に引っ越すと、保育所ありませんよと言ってあげるとか、そこまで言わないにしても、保育所定員満員マップみたいなのがあ

ればどうか。偏在対策っていうのをちゃんとしてるのかなということ質問させていただく。

(事務局)：待機児童は、特定の年齢のお子さんがある一定の地域に集中しているということなので、基本的には、その待機児が出ているところに対して手を打てるような、いわゆる一歳児枠の拡充といったようなことを各施設へお願いをさせていただいてる。それでも新しいマンション等ができるとそれなりの量の保育需要が出てくるため、いわゆる新規整備というものも、対策として必要だと考えている。既存施設を活用したピンポイントでの待機児童への備えということと、量的な部分での施設整備をバランスよく対策していくことが必要だと考えている。

(佐藤委員)：施設自体がどう今後考えていくのかとか、やっぱりその区によって、人口動態がいろいろ変わってきていると思う。それは相模大野かもしれないし、橋本の辺りがまた変わっていくと思うが、こどもがだんだん少なくなってきた時に園としてどうしていくのかという経営のことも、それぞれ聞いたりして、いかに確保していくのか、どうしていくのかというのは、いろんなデータを集めていかないといけない。そういう意味では、市町村は、今後を見据えて先ほど受け皿の問題だけではなく、持続可能な施設をどうしていくのかを考える際にいろんなことを調査して、今後どうしていくのかとことも、人口動態等を見える化して、施設に責任が覆いかぶさるということではなく、行政が支援できることを組み合わせていかないといけない。そのための施策というのを、相模原市はどうされるのかというのが、先ほどの質問であったが、受け皿だけではない施策を作っていないといけない。養成校だけではなくて、園自体が沈没すれば、子育てや子供の成長はない。そういうことをいかに行政として考えていくのかが、大きなポイントである。

4 閉会

相模原市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員名簿

(令和7年4月10日～)

番号	氏名	役職・推薦団体	出欠
1	おおぬき きみお 大貫 君夫	相模原市民生委員児童委員協議会	○
2	さきの あきお 笹野 章央	相模原市社会福祉協議会	○
3	かみお みかこ 神尾 美香子	相模原市私立保育園・認定こども園園長会	○
4	ながほ たかあき 永保 貴章	相模原市幼稚園・認定こども園協会	○
5	たがわ つぐよ 田川 継世	相模原市ひとり親家庭福祉協議会	○
6	さとう やすとみ 佐藤 康富	とうきょうかせいだいがくきょうじゅ 東京家政大学教授	○
7	たけした まさゆき 竹下 昌之	相模女子大学専務理事	○
8	なかやす こうた 中安 恆太	和泉短期大学児童福祉学科教授	○
9	かまた ゆうこ 鎌田 裕子	相模原市立小学校長会（桂北小学校）	×
10	みやざき ふみえ 宮崎 文枝	相模原人権擁護委員協議会	×
11	しながわ よういち 品川 洋一	相模原市医師会	○
12	たじま としき 田島 敏樹	相模原市医師会	×